

目黒区空家等対策計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間 平成30年11月29日(木)から平成31年1月10日(木)まで

(2) 周知方法

ア めぐろ区報掲載(平成30年11月25日号)、目黒区ホームページ掲載

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階都市整備課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各図書館

2 意見提出状況

	個人	団体	議会	合計
提出者数	12	1	3	16
意見数	17件	1件	28件	46件

3 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件 数
1	意見の趣旨を踏まえて素案を修正します。	12件
2	意見の趣旨は素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	16件
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	1件
4	意見の趣旨は今後の検討・研究の課題とします。	5件
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	2件
6	その他(本計画が対象とするものではなく、関連する取組等へのご意見に関すること)	10件
合 計		46件

目黒区空家等対策計画素案への意見内容と検討結果

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
計画全体に関すること					
1	議会	空家等対策は、一般的に不動産の資産価値が高いと思われる目黒区で、なぜ放置資産があるのかという原因を追究し、解明することから始め、それにより対策を検討することを求める。	都市整備課	2	目黒区空き家等実態調査の結果を踏まえ行った目黒区空家等動向調査の結果、目黒区の空家等は不動産市場での流動性が高いことが分かりました。 一方で、平成 29 年度の相談・苦情の事例を分析したところ、内容は多岐にわたっており、空家等となった原因を絞り切るのは困難であることも分かりました。 解決に向けた対応方法はそれぞれ状況が異なることから、本計画に位置付けているように、寄り添い型の支援を大切にし、今後も個々の状況に応じた対応を続けていきます。
2	議会	区政の課題解決に資する空家等活用方法検討の特別チームをつくることを求める。	都市整備課	2	空家等の利活用については、事例に応じて各所管が必要な連携をとって対応します。
3	団体	「目黒区福祉都市宣言(平成6年)」や「目黒区健康都市宣言(平成 12 年)」にもあるように、目黒区民が安心して快適に住み続けられるような姿勢での総合的な観点からの空家等対策を切に願う。 そのためには、目黒区の住まいの実態調査を行い、現実的・合理的な住宅政策の一環としての空家等対策を打ち出していきたい。	都市整備課	2	P.1の「2 計画の位置づけ」にあるように、本計画は「目黒区基本計画」の補助計画とするものであり、住宅政策を含めた関連する目黒区分野別計画と連携していきます。 全区的な実態調査については、実施時期や費用対効果を考慮して、今後の実施を検討し、他の調査結果を活用するなど、実態把握を行います。
4	個人	「目黒区らしい」という言葉があちらこちらに出てくるが、具体的にはどういうことを考えているのか。	都市整備課	6	福祉部門と連携して空家等対策に取り組んでいくこと、特に高齢者単身世帯の家が空家等になる可能性が高いので、積極的に発生を予防していこうという点、個別事情に沿った寄り添い型の対応が、目黒区らしさであり、目黒区の空家等対策の特徴と考えています。 また、「基本方針2 空家等の利活用」で、空家等の目黒区らしい利活用について、地域が活性化するような魅力的な利活用のあり方を検討していくこととしています。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
5	個人	母子家庭および母子家庭に準じた家庭の低所得者の住宅として、空家等の借り上げを要望する。	子ども家庭課	6	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設である母子生活支援施設が区内に1カ所あります。</p> <p>母子生活支援施設では機能の基本的部分として、住宅提供機能があります。住まいの問題により精神的にも不安定な状況にある母子家庭に対して、生活基盤と精神的安定感を与える場の提供を行っています。</p>
6	個人	親の離婚後も、区内在住の子供の生活環境を大幅に変えずに済む援助として、区営住宅を一定数空きにし、急に住まいを失うことになった区民に提供できる状態の部屋を一定数、確保しておいてほしい。	住宅課	6	<p>区営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的として整備した住宅で、入居者は原則公募することとなっています。入居者募集時には応募倍率も高く、ひとり親世帯等配慮を必要とする世帯の抽選倍率を優遇する措置をしていますが、希望される方全てが入居するのは厳しい状況です。併せて、目黒区では、区有施設の見直しに向けた取組を進めているところであり、新たに区が住宅を確保するのは困難ですが、家賃助成等のソフト施策を含め、ひとり親世帯等住宅確保に配慮を要する世帯への支援を進めていきます。</p> <p>なお、区営住宅は入居資格のひとつとして、区内に1年以上居住していることとしています。</p>
7	個人	縦割りの狭義の判断ではなく、空家等の持ち主のみならず、目黒区に生活するどの世代の様々な人の問題点を幅広く集め、目黒区民からの税収で成り立っていることを踏まえた対策計画を検討いただきたい。	都市整備課	2	<p>「基本方針1 空家等の予防と適正管理」で、福祉所管と連携した積極的な寄り添い型支援を位置付けています。福祉所管及び民生委員・児童委員、地域コミュニティの組織や、地域で日常的に見守り活動をしている区民等と連携・協力し、空家等に関する個々の状況に応じて対応していきます。</p>
8	議会	<p>文章全般に、「〇〇等」と「等」が多く使用されており、読みづらい。まとめることができるもの、不用なものについて一度精査して頂きたい。</p> <p>例えば、P.52「(2)役割と責任の明確化」の「ア 区の役割」の最下段、「テーマ別勉強会等や懇親会等の</p>	都市整備課	1	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、特措法という。)において、「空家等」や「所有者等」の用語が使われていますので、それ以外の「等」の使い方について精査します。</p> <p>ご指摘の点については、修正します。</p>

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
		開催を検討します」とあるが、「テーマ別勉強会、懇親会等の開催を検討します」としてはどうか。			
第1章 目黒区空家等対策計画とは 2 計画の位置づけ					
9	議会	「計画の位置づけ」の図において、《目黒区分野別計画》に「ほか」とあるが、省略された計画にはどのようなものがあるのか。	都市整備課	1	関連する計画を追記し、「ほか」を削除します。
10	議会	本計画は空家等対策についてのものなので、分野別計画の中に「目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を明記しておくべきと考える。	都市整備課	4	「目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」は民泊に関するものであり、空家等対策とは別の取組となります。 空家等対策計画を実施するにあたり、関連する分野についての対応は、今後検討していきます。
第2章 空家等の現状と課題					
11	個人	P.24「(ウ)接道状況との関係性」について、路地状敷地などの接道形状不良敷地が、不動産としての価値が下がることの根拠について、明確なデータなどがあるのか。	都市整備課	1	平成29年度に行った空家等動向調査では、接道形状不良敷地は、他と比べると動向なしの割合が高くなりました。接道状況が流動性に影響を与えていると考えられますが、その根拠について明確なデータはありませんので、その分析についての表現は修正します。
第3章 空家等対策の基本的な考え方 3 基本方針					
12	議会	「基本方針1 空家等の予防と適正管理」について、高齢者の健康寿命を増進し、単身高齢者が在宅でできるだけ長く暮らせる支援は、福祉部門との連携強化と寄り添い型支援の目的である。また、高齢者の子や孫の世代は、すでに離れたところで自宅を構えて生活し、親の自宅には戻ってこないケースも多い。その場合、高齢者が元気なうちに、施設入所などの後の自宅を空家にしないよう活用方法をどうするか相談にのることが重要となる。	都市整備課	2	「基本方針1(2)福祉部門との連携強化と寄り添い型支援」において、所有者等に対し早い段階から働きかけることとしています。 また、福祉所管と連携し、所有者等との信頼関係を築きながら、空家等の利活用を含めた管理や個々の状況に応じた多様な支援を行うこととしています。福祉所管とどう連携するか、具体的にどう動くかについては、今後個別の相談の中で、対応していくこととなります。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
		「区が所有者等に対し、早い段階から積極的に働きかける」ことが施策として掲げられているが、将来を見据えた利活用の相談を具体的にすべきである。			
13	議会	「基本方針2 空家等の利活用」について、「建物に対する公的制度や助成制度の利用や」の「や」が重複し読みづらい。	都市整備課	1	ご指摘の通り、文面を読みやすく修正します。
第4章 空家等対策に関する取組・施策 1<基本方針1>空家等の予防と適正管理 (1)所有者等への周知啓発					
14	議会	正しい情報を共有する手段として、高齢福祉施設事業者からの入居情報提供や町会自治会・民生委員からの居住情報提供を、個人情報も鑑み必要に応じて受けるものとするを要望する。	都市整備課	2	「基本方針1(2)福祉部門との連携強化と寄り添い型支援」において、高齢単身者の入院や施設入所等により、空家等が発生する可能性が高いことから、早い段階から積極的に働きかけることとしており、このため福祉所管及び民生委員・児童委員、地域コミュニティ組織(町会・自治会等)や地域で日常的に見守り活動をしている区民、福祉関連事業者等と連携して対応することとしています。
15	議会	所有者等への啓発の取組として、終活による財産処分等について事前相談の窓口を行政がやることにより安心感へとつながる施策を明確にすることを要望する。	都市整備課	2	「基本方針1(1)所有者等への周知・啓発」において、意識啓発の情報発信や空家等に関する様々な情報提供を行うこととしています。 また、「基本方針1(2)福祉部門との連携強化と寄り添い型支援」において、高齢者等に対しては、福祉所管と連携し、所有者等との信頼関係を築き、空家等の利活用を含めた管理や個々の状況に応じた多様な支援を行うこととしています。福祉所管との具体的な連携については、今後個別の相談の中で、適切に行っていきます。
16	個人	支援策などパンフレットのようなものを作っていただくと周知しやすい。	都市整備課	2	「基本方針1(1)イ意識啓発のための情報発信」において取り組むこととしています。 空家等の問題は内容が広範に渡り、発生予防及び適正管理が重要となるため、パンフレット等の作成を行い、周知することとしています。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
第4章 空家等対策に関する取組・施策 2<基本方針2>空家等の利活用					
17	個人	目黒区では、空家等が出たとしてもだいたい流通に乗ることが特徴の1つでもある。基本方針の中に、空家等の「流通促進」という言葉を明記しておく方がよい。	都市整備課	1	ご指摘の通り、「基本方針2(1)空家等の目黒区らしい利活用に関する検討」に、流通促進について追記します。
18	議会	利活用を希望する事業者や団体等と空家等の提供を希望する所有者等との円滑なマッチングの場を行政として提供することを要望する。	都市整備課	2	「基本方針2(1)空家等の目黒区らしい利活用に関する検討」に、人の交流や賑わいを生み、地域が活性化するような利活用の検討など、魅力的な利活用のあり方を検討することとしています。 ご指摘の点も踏まえて、利活用に関する検討を進めていきます。
19	議会	空家等を、一括して借り上げて高齢者福祉住宅など住宅確保要配慮者の住宅として提供すること。 空家等を地域の資源と考え、地域コミュニティ活性化につながる公益的な活用を進めること。 空家等を改修して、地域交流スペース、認知症カフェ、デイサービス施設、未就学障害児の居場所などにするようなモデル的な事業を実施すること。	都市整備課	4	「基本方針2 空家等の利活用」において、空家等を地域の社会資産でもありと考え、地域コミュニティの活性化やまちの魅力アップにつながる公共的な利活用を支援することとしています。 空家等の利活用については、各関係所管等が事業を検討することとしており、ご指摘の件については、今後具体的な対応の中で検討していきます。
20	議会	空家等の利活用に向けて、空家等の改修に当たっては、専門家の建築アドバイスが受けられるようにすること。	都市整備課	2	「第5章 3 連携体制の強化」において、専門性をもって空家等の相談に対応すること、また多様な空家問題について、専門家等と連携することとしています。
21	議会	空家等の利活用に取り組むNPO法人への助成を行うこと。	都市整備課	4	空家等の利活用については、各関係所管等が事業を検討することとしており、対象とする助成の内容等を含め、今後具体的な対応の中で検討していきます。
22	議会	「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」、「東京都起業家による空き家活用モデル事業」などの補助金制度を積極的に活用し、空家等を活用した事業プランを考える起業家を支援し、空家問題の創意工夫を凝らした解決に積極的に取り組むこと。	都市整備課	2	利活用できる空家等は地域の資産と捉え、所有者等への啓発を行うとともに、国や東京都が行う助成制度及び税制等の支援制度を紹介し、各事業者と連携することとしています。なお、「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」は活用していくこととしています。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
23	個人	都道府県区市町村(他地域も含めて)が、固定資産税相当額を家賃として持ち主から借り受け、民間も含めて有効利用する。(ホームステイ施設、託児所、ペットホテル、アンテナショップ、特産品販売所、短期貸店舗、展示会場、貸画廊など)	都市整備課	4	空家等の利活用については、各関係所管等が事業を検討することとしており、ご指摘の件については、今後具体的な対応の中で検討していきます。
24	議会	居住支援協議会を設置し、連携して空家等の利活用を推進すること。 空家等を有効活用して高齢者のための住まいを確保する計画を早期に打ち出すこと。 目黒区社会福祉協議会と連携し、民間の賃貸住宅を対象を含めて、高齢者の入居保証の仕組みをつくり、その後の見守り等もおこなうこと。	住宅課	6	これまでも福祉部局と連携を図りながら、居住支援協議会の活動内容である引越しの際の相談受付、不動産関係団体を通じての民間賃貸住宅の情報提供を実施するとともに、民間賃貸住宅の情報提供制度を通して契約をされた方については、区が協定を結んでいる保証会社による家賃等債務保証制度の利用、債務保証料の助成などを実施しています。 今後も、福祉所管や関係機関と連携を強化し、高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援やその後の見守り等に関して、すでに実施している事業のより効果的・効率的な運営や仕組みについて調査・研究していきます。
25	議会	定期的に訪問して声かけをするなど高齢居住者の孤独死などリスクの負担軽減を図ること。	地域ケア推進課	6	目黒区では、見守られることを希望する高齢者と見守るボランティアを募集、調整して、訪問又は戸外から、2週間に1回程度定期的に見守る高齢者見守り訪問事業を実施しています。 孤独死のリスク軽減には、見守りは有効な手段であることから、利用者の増加を進めていきます。
26	議会	医療・福祉支援が必要な生活困窮者が地域で生きていける仕組みをつくり、精神科医療や訪問看護、夜回りや炊き出しなどに関わる諸団体のネットワークをつくること。	生活福祉課	6	生活困窮者が地域で生きていける仕組みづくりについては、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の自立を促進するために、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、生活保護に至る前の段階の生活困窮者を支援するという目的で、第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度ができました。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
					<p>目黒区では、自立相談支援機関「めぐろ 暮らしの相談窓口」を設置し、生活困窮者の抱える様々な課題に対応し、早期かつ包括的な相談支援事業を実施しています。その中で、医療制度や福祉制度による支援が必要な場合には、個別的支援として必要な制度につなげています。</p> <p>引き続き、生活困窮世帯への幅広い支援を進めながら、区の関係所管等との連携を強化し、生活困窮世帯への支援に取り組んでいきます。</p>
27	議会	空家等の利活用は、良質な住宅ストックを利活用すること。	都市整備課	2	「基本方針2(2)空家等の目黒区らしい利活用に関する検討」において、住宅ストックの利活用も含めて検討することとしています。
28	議会	空家等を高齢者・子育て世帯・低所得者・障がい者などの住宅確保に困難を抱える人たちの入居を拒まない登録住宅制度ができ、登録すれば改修費や家賃補助が受けられるという仕組みができた。しかし、事業規模が非常に小さく、実績は目標とくらべて12分の1ほどにとどまっている。国に対して、事業規模を大きく拡充するよう要望すること。	住宅課	6	国への要望は、今後の検討課題とし、必要に応じて行っています。
29	議会	家賃補助を契機に空き室が埋まれば、地域の住宅ストックの有効活用として、入居者にも大家さんにも地域経済にとってもプラスとなる。目黒区の家賃助成制度を拡充すること。	住宅課	6	現在、高齢者世帯等居住継続家賃助成及びファミリー世帯家賃助成を実施しており、これまでに募集枠の拡大、助成期間の延長、家賃上限額の引き上げ等を行い、制度の拡充を図ってきました。今後も、応募状況や受給世帯の公平性、限られた財源の有効活用の視点を踏まえて、適切に対応していきます。
30	議会	<p>区営住宅の空室の活用について、定期募集を含め積極的に活用すること。</p> <p>区民住宅の空家等の準公営住宅としての利活用を積極的に検討すること。</p>	住宅課	6	本計画の「空家等」の対象に、公共・民間ともに集合住宅等の「空き室」については含まれませんが、空き室の期間が長くならないよう区営住宅の定期募集を検討していきたいと考えます。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
					準公営住宅については、借上型区民住宅を区有施設見直し計画に基づき順次返還を進めており、ご意見の趣旨に沿うことは困難ですが、空き室の解消に向けた取組は今後も進めていきます。
31	個人	「基本方針2(3)空家等の公共的利用に対する支援」の中に、国や都が実施する支援策の紹介とあるが、区の支援策はないのか。	都市整備課	2	所有者等が空家等を地域のコミュニティ的な施設に改修する場合、国や都の改修費用の補助金制度があります。条件に応じてそうした制度を紹介することも区の支援策としています。また、適切な管理を促すための支援の具体的方法も検討することとしています。
32	個人	「基本方針2(4)空家等の跡地活用」における跡地活用は、市場や流通に乗せていくということが基本にあるので、木造住宅密集地域整備事業等による防災広場等の整備だけここに記載するのは違和感がある。流通に乗りにくい敷地形状や接道が悪い土地などの活用について十分な支援を行う、ということであり、その一環として、木密地域での可能性や不燃化プロジェクトの助成制度などが利用できる、ということではないか。	都市整備課	1	跡地活用に限らず、立地条件の悪い空家等を考慮し、項目名を「(4)立地条件の悪い空家等の活用支援」に修正します。また、特定の解決策に限定しない支援として修正して記載します。
33	議会	「基本方針2(4)空家等の跡地活用」において、「整備と連携するなど」とあるのが、「連携」は木造住宅密集地域整備事業にかかるものとする。「木造住宅密集地域整備事業等と連携し、防災性の向上と住環境の整備・改善を図るための防災広場等の整備をするなど、空家等の跡地活用を検討します」とした方がよりわかりやすいと考える。	都市整備課	1	跡地活用に限らず、立地条件の悪い空家等を考慮し、項目名を「(4)立地条件の悪い空家等の活用支援」に修正します。また、特定の解決策に限定しない支援として修正して記載します。
34	議会	「基本方針2(4)空家等の跡地活用」の跡地活用において、木密地域の無接道敷地に簡易水道消火装置等を設置するとともに、除却後の跡地に地域コミュニティ形成のための「憩いの広場」を整備すること。	都市整備課	3	木造住宅密集地域を含めて、敷地形状や接道状況が悪いなど、建替えや利活用が難しい場合、様々な解決策の支援や、除却する場合の跡地活用の支援を行うこととしています。具体的な利活用の方法は、個々の状況に応じた相談で対応していきます。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
第4章 空家等対策に関する取組・施策 3<基本方針3>空家等の除却					
35	個人	空家等対策では、特定空家を優先的に行うのか。	都市整備課	6	空家等対策において、基本方針1～3に優先順位はありません。目黒区で特定空家等と判断される建物は今のところない状態ですが、管理不全空家等には個別に対応していきます。 また、予防策として早めに福祉所管と連携して、新たに発生する空家等も減らします。管理されていないものと新たに空家等になる可能性のあるもの、両方を少なくしていくことが目黒区型空家等対策と考えています。
36	議会	空家等の除却について、専門家が相談にのる空家相談会を開催すること。	都市整備課	2	空家等の予防と適正管理、利活用、除却を含めて、情報を周知し、専門家と連携して対応することとしています。空家等の問題は広範かつ多岐にわたるため、個別事情に応じた相談対応に取り組んでいきます。
37	議会	管理不全な空家等の除却費用を200万円上限に区が助成し、除却後の跡地を区が無償で10年間借り受けて行政目的で使用する制度をつくること。	都市整備課	4	管理不全空家等の跡地を公共利用する場合等は、一定の条件で除却費用について、都や国の助成制度があります。 ご意見の区の助成制度は、今後の検討課題としていきます。
第5章 計画の実現に向けた総合的な取組					
38	個人	空家等の所有者等は自分が相談に行こうという意識がないので、いざ何かあった時にどこに行っていいいかわからないことがある。相談先の案内チラシなどがあれば、思い出しやすいと思う。	都市整備課	2	「第5章 2 相談体制の確立と充実」において、空家等の相談窓口について区民に周知していくこととしています。
39	議会	「ア 区の関係所管の連携」で、相談・取組体制の図の「生活衛生課」に、「民泊」もしくは「民泊相談等」と記載すべきと考える。	都市整備課	5	民泊は空き物件または空き室の利用法に関する問題であり、空家等対策の対象となりませんので、本計画には記載しませんが、別途区として取り組んでいきます。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
40	議会	「ア 区の関係所管の連携」で、「協力」の双方向矢印にある「関連機関」を「関係機関」と表現しては如何か。	都市整備課	1	ご指摘の通りに修正します。 併せて図の連携所管名等も修正します。
41	個人	「目黒区の空家等の相談・取組体制」の図は、空家等となった利活用のこと、建物として困ったものをどうするかを中心に考えられている。建築まで至らないような、現状の法律からとりこぼされてしまう土地に関して、受け止められていない。	都市整備課	5	「目黒区の空家等の相談・取組体制」の図は、特措法における空家問題に対応するための体制としてまとめています。 無接道など建築基準法に関することは、空家等対策とは別の取組となります。 なお、空き地に関しては、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が平成 30(2018)年 11月に施行されるなど、法整備が進められています。
42	個人	高齢者はあちこち色々なところに相談できないので、相談先を一本化することが必要だと思う。	都市整備課	2	基本的に空家等に関する苦情・相談等は、空家対策調整担当に一元化しています。 居住している住宅が今後空家等となる可能性がある場合にも、空家対策調整担当が個別に対応します。
43	個人	「さまざまな連携」として、多角的な視点が必要で多様な空家問題に対しては色々な団体等が関わると書かれているので、どういう組織でどういう相談が対応できるのか、それも含めた図があると分かりやすい。	都市整備課	1	空家等対策計画を実行する上で、今後は関係団体との連携が必要だと考えます。多様な連携体制がイメージできる図などを入れて表現を工夫します。 現時点では計画の段階ですので、具体的な連携については、個別の相談の中で、専門家や各関係団体とともに対応していきます。
44	議会	P.52「(2)役割と責任の明確化 (エ) 専門家及び事業者等の役割」において、「相互に連携を図ることを支援します」という表現だと区の役割のように感じる。よって「相互に連携を図り支援します」とした方が、専門家及び事業者等の役割としてより明瞭になると考える。	都市整備課	1	ご指摘の通りに修正します。

整理番号	区分	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
その他					
45	個人	用語の定義で分かりづらい部分がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・P.7「旧耐震基準」 ・P.25「平成 29 年度調査における接道状況の定義」 ・P.41「木造住宅密集地域整備事業」 ・P.41「東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクト」 	都市整備課	1	用語の定義は、できるだけ分かりやすく表記するように修正します。
46	個人	表の記載で分かりづらい部分がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・P.14「調査概要」の結果概要 1,481 棟の説明 ・P.21「平成 29 年度動向調査の結果」の項目 	都市整備課	1	表の項目は、整理・見直しし、説明文等を分かりやすく表記するように修正します。